

# 研究活動並びに公的研究費等の執行及び管理における行動規範 及び不正防止対策の基本方針

平成 28 年 10 月 31 日  
改正 令和 4 年 3 月 25 日

海上・港湾・航空技術研究所  
最高管理責任者

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所研究活動における不正行為の防止並びに公的研究費等の執行及び管理に関する規程に基づき、研究活動並びに公的研究費等の執行及び管理における行動規範及び対策の基本方針を次のとおり定める。

## 1. 研究活動の不正行為に関する基本的考え方

研究活動とは、これまでの研究を踏まえた上で、事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイデア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為である。そして、研究成果の発表とは、研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けることである。研究による知的資産の構築が健全に行われるには、研究活動に対する研究者の誠実さを前提とし、研究者間相互の吟味・批判によって成り立つチェックシステムが不可欠である。

一方、研究活動における不正行為とは、研究者倫理に背馳し、研究活動や研究成果の発表の趣旨をゆがめ、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為にほかならない。具体的には、得られたデータや結果の捏造、改ざん、及び他者の研究成果等の盗用が、不正行為に該当する。

このほか、他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなども不正行為として認識されるようになってきている。

こうした行為は、研究の立案・計画・実施・成果の取りまとめの各過程においてなされる可能性がある。

研究活動における不正行為は、科学そのものに対する背信行為であり、また、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げるものであることから、研究

費の多寡や出所の如何を問わず許されない。また、不正行為は、研究者の科学者としての存在意義を自ら否定するものである。

なお、不正行為への対応の取組が厳正なものでなければならぬが、これにより大胆な仮説の発表が抑制されるなど、研究を萎縮させるものとなってはならず、むしろ不正への対応が研究を活性化させるものであるという本来の趣旨を忘れてはならない。

また、不正の疑義申出への対応の観点からも、生データや実験ノートの保管、共有を適切に行うべきである。

## 2. 研究者の責任と研究機関の管理責任

不正行為に対する対応は、研究者の倫理と社会的責任の問題として、その防止と併せ、まずは研究者自らの規律、研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。

研究者は研究活動の本質を理解し、それに基づく作法や研究者倫理を身に付けていることが当然の前提とされている。しかし、不正行為の防止に係る対応は、研究者自身の規律や科学コミュニティの自律を基本としながらも、研究所が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、不正行為が起こりにくい環境がつくられるよう対応の強化を図る必要がある。

また、研究体制の複雑化が進展していることを踏まえ、研究機関においては、共同研究における個々の研究者等がそれぞれの役割分担・責任を明確化することや、複数の研究者による研究活動の全容を把握・管理する立場にある代表研究者が研究活動や研究成果を適切に確認していくことを促すとともに、若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援・助言等がなされる環境整備など適切な研究体制が確保されるよう、実効的な取組をすすめる必要がある。

## 3. 研究活動における行動規範

研究所において研究活動に関わる職員及び契約職員（以下「職員等」という。）は、研究活動における不正行為が、研究者倫理に背馳し、研究所への信頼を失墜させるだけでなく、科学研究そのものへの冒瀆であり、そのよって立つ基盤を危うくすることを自覚し、研究の遂行にあたっては、研究所の関係規程等を遵守するとともに、常に自らの研究者倫理を保持し、その向上に努めなければならない。

## 4. 公的研究費等の執行及び管理における行動規範

研究費不正については、架空請求（預け金、カラ出張、カラ雇用）、代替請求（預け金）等が指摘されている。研究所において公的研究費等の執行及び管理に

関係する職員等は、公的研究費等が、我が国の厳しい財政事情にもかかわらず、未来への先行投資として、国民の貴重な税金で賄われていること、また、その不正な使用は、国民の研究所に対する信頼と負託への裏切りであることを自覚し、公的研究費等の執行及び管理にあたっては、法令及び研究所の関係規程等を遵守するとともに、手続きや執行に関し不明な点がある場合は、事前に担当部署への相談を行う等、過失の防止についても、最大限の注意を払わなければならない。

## 5. 不正防止対策の基本方針

- (1) 不正の防止及び適正な運営管理のための体制を整備し、管理運営に関わる者の責任と権限を明確化する。
- (2) 不正を誘発するリスクを把握し、そのリスクへの具体的な対応方法を不正防止計画として策定する。
- (3) 不正防止計画に基づき、実効的な不正の抑止、適正な公的研究費等の執行及び管理を行う体制を整備する。
- (4) 研究倫理及び公的研究費等のルールに関する理解を研究所の関係する職員契等に浸透させる体制を整備する。
- (5) 内部監査部門は監事との連携を強化し、不正防止体制のチェック機能を高める。また、内部監査結果を不正防止計画に反映することで実効性を高める。